

## 令和3年度 石川県障害者虐待防止・権利擁護研修実施要綱

- 1 目的 障害者虐待の防止・権利擁護について、基礎的な知識の習得や意識啓発を図り、障害者虐待の未然防止、早期発見及び適切な対応のために必要な人材の育成や資質向上のための研修を実施する。
  - 2 主催 石川県
  - 3 日程 (オンライン配信)  
【共通講義】  
令和3年11月15日(月)～12月10日(金)  
【コース別講義・演習】
    - ・虐待防止マネージャーコース  
12月2日(木) 13時30分～16時30分
    - ・管理者・設置者コース  
12月3日(金) 13時30分～16時30分
  - 4 開催方法 【共通講義、コース別講義・演習】  
共通講義の視聴ではYouTube、コース別講義・演習ではZoomを利用します。ブラウザから指定のURLにアクセスすることで、映像と音声による講義を受講できます。講義資料が必要な場合は各自印刷していただきます。
  - 5 受講対象者 (1) 共通講義＋コース別講義・演習の受講
    - (ア) 虐待防止マネージャーコース  
虐待防止責任者(虐待防止委員会の長)、虐待防止マネージャー(虐待防止のリーダーとなる者)、障害福祉サービス事業所等のサービス管理責任者等
    - (イ) 管理者・設置者コース  
障害福祉サービス事業所等の管理者、設置者  
※人員配置などの権限がない管理者は虐待防止マネージャーコースを受講してください。ただし、過去に虐待防止マネージャーコースを受講したことがある方で、設置者としての勉強をしたい方は受講できます。
  - (2) 共通講義(公開講座)のみ受講  
障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、市町、教育機関、保育園・幼稚園、放課後児童クラブ、医療機関、その他関係機関等の職員等であって受講を希望する者
- 6 定員 共通講義(公開講座)・・・・・・・・・・定員なし  
  
コース別講義・演習
  - (1) 管理者・設置者コース・・・・・・・・・・50名
  - (2) 虐待防止マネージャーコース・・・・80名

- 7 内容・講師 別紙プログラム参照
- 8 オンライン受講の注意点
- ※ スマートフォンやタブレットでも受講可能ですが、画面が小さく見にくかったり、回線が不安定になったりする可能性なども考慮し、安定した受講環境の確保に努めてください。なお、インターネット利用に係る通信料等は受講者の負担になります。
  - ※ 受講時は、正確に音声を聞き取るためにイヤホンの使用を推奨します。
  - ※ コース別講義・演習を受講する場合は、グループワークを実施予定ですので、カメラ・マイクがついたパソコン等が必要です。

Zoom のテストミーティングの URL : <http://zoom.us/test>

- 9 受講方法及びテスト配信の実施 受講決定者に受講方法及びテスト配信について別途メールでご連絡します。
- 10 申込方法 配信 URL を送信するため、県の電子申請システムにより申し込んでください。

- 石川県電子申請システム手続き申し込みページ

[https://s-kantan.jp/pref-ishikawa-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=550](https://s-kantan.jp/pref-ishikawa-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=550)

- スマートフォンの方は、QR コードを読み取ってアクセスできます。



- 石川県のホームページの「石川県通常版 トップページ」→「オンラインサービス」→「電子申請」→「石川県電子申請システムへのリンク（外部リンク）」→「手続き一覧」の中の「令和3年度石川県障害者虐待防止・権利擁護研修の申し込み」→「利用者登録せずに申し込む方はこちら」→利用規約を読み、「同意する」

- 申し込み後、整理番号とパスワードがメールで送られますので、「申込内容照会」から整理番号とパスワードを入力すると、申込内容の印刷や変更ができます。

- 11 申込締切 令和3年11月7日（日）

- 12 定員超過の場合
- ・定員超過の場合は、人数を調整し、お断りする場合がありますのでご了承ください。
  - ・1 台の端末で同じコースの講義を複数人で受講する場合は、代表の方1名が申し込んでください。

## 13 その他

### (1) コース別講義・演習について

講義内で課題の提出を指示することがあります。(受講後、メール等で提出)

研修の受講にあたり、厚生労働省マニュアル『障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き』(令和2年10月)を必ず事前にお読みください。

### (2) 伝達研修について(虐待防止マネージャーコース)

虐待防止マネージャーコースの受講者は、研修受講後に各事業所等で伝達研修を行ってください。各事業所等における伝達研修の実施状況について、後日、県に報告していただく予定としております。

### (3) 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定により、「従業者への研修実施」「虐待防止委員会の設置」「虐待の防止等のための責任者の設置」が令和4年度より義務化(令和3年度は努力義務)されます。

※厚生労働省マニュアルは、県障害保健福祉課ホームページ(<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukusi/kensyu/kensyu.html>)に掲載されています。

## 14 問合せ先

石川県健康福祉部障害保健福祉課 企画推進グループ(担当:大下)

TEL 076-225-1428

FAX 076-225-1429

Email shofuku2@pref.ishikawa.lg.jp